令和８年11月９日
総務委員会行政報告資料

武蔵野市長期計画条例改正素案に関する意見募集について

このことについて、武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）第15条第２項第２号の規定に基づき、下記のとおり意見募集（パブリックコメント手続及び意見交換会）を実施します。

記

１　実施期間

令和８年11月15日（日曜日）から同年12月16日（水曜日）まで

２　意見募集の周知

市報11月15日号、市ホームページ及び公式SNS

３　武蔵野市長期計画条例改正素案

別添のとおり

４　武蔵野市長期計画条例改正素案の配付、閲覧場所等

市役所、各市政センター、各コミュニティセンター、各図書館及び市ホームページ

５　パブリックコメント手続による意見提出方法

意見提出フォーム、郵送、ファクス又は電子メール

６　市民意見交換会

	開催方法・場所	日程
第１回	オンライン開催	令和８年12月11日（金曜日） 午後６時から午後７時30分まで
第２回	かたらいの道市民スペース	令和８年12月13日（日曜日） 午前10時から午前11時30分まで

７　今後の予定

令和９年２月　令和９年第１回市議会定例会に改正条例案を提出
令和９年４月　改正条例の施行

担当課　総合政策部企画調整課

参考

武蔵野市長期計画条例の改正に伴う全員協議会で示した市の基本的な考え方からの主な変更点

・「展望計画」の定義に「具体的な手法や、財源や人員等といった行政資源の裏付けが整った場合には、市が新たに実施する施策・事業の根拠となり得るものをいいます。」の文言を追加（項目２）
・「長期計画の計画期間等」について、展望計画の説明として「10年間を通じた」の文言を追加（項目６）
・「市が新たに実施しようとする施策及び事業の根拠」について、「展望計画」の文言を追加（項目８）
・「調整計画の策定の原則」の説明として、「調整計画を策定する際は、これまでの財政の見通しその他市長が認める事項について見直し、併せて定めることとします。」の文言を追加（項目９）
・「策定委員会の委員構成」について、「公募による市民」の文言を追加（項目16）